

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第八十三号

鳥取縣教育研究所設置條例を次のように定める。

昭和二十四年十二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣教育研究所設置條例

第一條 鳥取縣教育研究所を鳥取市に設置する。

第二條 この研究所はひろく教育の原理と実践に関する研究を行うと共に教職員に現職教育を施し本縣教育の振興を図ることをもつて目的とする。

第三條 この條例施行のため必要なことは鳥取縣教育委員が定める。

附 則

この條例は公布の日から施行する。

本書ノ大キサ 四定規格A五判

昭和二十四年十二月四日
号 外 日 曜 日

鳥取縣公報

本誌ノ大キサ、定規格A五判

監査公告

◇監査公告第二十一号

地方自治法第二百四十條に基き八月度より十月度迄の例
月出納検査を執行し、その結果を次の通り縣議會及知事
に報告したのでこれを公表する。

昭和二十四年十二月四日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	早 川 忠 篤
同	三 橋 誠
同	倉 繁 良 逸

○検査した年月日

△八月度検査

事務検査 昭和二十四年九月十日、十二日

本検査 同 九月十四日

昭和二十四年十二月四日 日曜日
号 外

△九月度及十月度検査

事務検査 昭和二十四年十月二十七日、二十八日
本検査 同 十月三十一日

○検査対照

△自昭和二十四年六月中 縣歳入、歳出、現金出納、
至同 八月 証券出納、物品出納、その
他一般経理出納事務

一 一般會計歳入

1 予算に対する収入状況

現計予算額に対し、年度中間期の収入比率としては
低率に失するので極力収入措置に努められたい。
その状況は概ね次の通りである。

低率のもの	寄附金(第八款)	〇、〇一%
	縣債(第九款)	〇%
高率のもの	縣税(第一款)	三二%
	使用料及手数料(第四款)	二八%
歳入総計に対し		一九%

00577

2 歳入中主なる未收金

各月末現在において縣稅を除いたもの、調定収入未済金として記録された主なるものは、授業料、林産物検査手数料、土木建築設計手数料、生産物売拂代、繰替金等であるが、これ等の八月末現在未收額と未收事由を検討すれば概ね次の如くである。

◎授業料 壹百四拾七万六百元

これは生徒家庭の経済的窮迫事情に因るものが延納の最大原因の様であるが、中には生徒が授業料を他に轉用費消するものもあるらしく、何れにしても事情調査の必要を生じ目下教育委員会事務局にこれを依頼している。
尙毎月滞納額の多い学校は鳥取東、西、米子東、西、八頭の各高校である。

◎林産物検査手数料 一百九十八万七千一百七十三円
本手数料の未收については各月検査の際指摘し來りたるものであるが、売捌人よりの回收納付が併し
★困難の模様にて未收金を生じざる様である。併し

最善の努力を以つて納入せしむべきである。
◎土木建築設計手数料 十八万一千六百九十円
市町村工事に対する設計手数料にして兎角延滞になり勝ちであるが補助金、交付金等を支拂の際差引納入せしめてゐる様である。

◎生産物売拂代 十一万二千八百九十四円
生産事業場の生産物売拂代金を出納員より縣金庫に拂込遅延が例の様であるが、八月現在の場合を見ると工業試験場の分場である津ノ井窯業試験場の瓦代及び中浜染織試験場の洋服生地代等合計十八万余円が延滞されてゐる爲であるが売渡と同時に納入せしむべきが至当である。

◎繰替金 一百十六万二千一百七十二円
物品、資材代金の一時立替回收未済が主であるが、外に年度間收支予算に見られた所謂事業運轉資金もある。年度出納閉鎖迄には絶対收納しなければならぬ。
以上が調定後収入未済となつてゐる主なるものである

00578

二 一般会計歳出

(1) 予算に対する支出状況

現計予算額に対する八月末支出総額比率は二〇%で歳入の一九%に比すると一%方上廻つてゐる。支出費目の主なるものを摘記すると、

議会費(第一款)	三六%
縣庁費(第二款)	三八%
土木費(第四款)	八%
教育費(第五款)	三六%
保健衛生費(第七款)	一三%
産業経費(第八款)	一五%等である。

(2) 支出内容の適否

不正、不都合と認められるものは見当らなかつたが、左記事項に対し今後注意を要するものと認む。
A 各部課の支出証憑書に対する代決が不文律を極めてゐる。

課長不在の場合庶務係主任の代決は或る程度已むを得ないが徒らに末席者が代決し支出手續をとらない様留意すべきである。

B 前渡金の精算は比較的迅速に処理されて來たが出張旅費の精算は依然として遲滞の傾向にあるので各部課に警告を發し迅速に精算せしめる様配慮すべきである。

(3) 予算流用關係

別に不合理と目されるものなく大体良好と認めた。

三 一般会計收支の比較状況(八月末現在)

収入済額	四億八千二十九万一千余円
支出済額	四億八千三百七十七万九千余円
	(現計予算額の一%)(同)
	(一〇%)

差引支出超過額 二百八十八万八千余円

(歳入歳出差一%)

前記の通り年度中間期の八月末現在において現計予算の二〇%前後と謂う低調な執行振りであるが、これは毎年度のことがながら国庫からの補助金、下渡金、配付税等が後半期に交付されるものが多く勢い事業費支拂が遅れる結果と又一つは不執行となつた予算が更正されないままになつている場合が多い爲であつて、この二つの問題は地方自治行政を賄う財政上の大きな障碍とも謂えるので善処を要する事柄であらう。

尙支出超過額二百八十八万八千余円を生じているがこれは二十三年度決算未了に伴い不取敢繰越金中より支出しているものである。

(備考)

決算上の繰越推定額一億一千六百六十七万余円但し二十四年度事業繰越財源を含む

四 特別会計歳入

(イ) 各会計共収入比率は低調であつて、この中には事

業を伴うもので性質上已むを得ないと認められるものもあるが、しかし極力収入措置に努力を拂うべきである。殊に競馬事業費収入の場合至急整理し拂込措置を図るべきである。

田 特別会計歳出

(1) 予算に対する支出状況

収入同様低調で實質的事業会計である縣立中央病院事業及縣印刷事業の二会計は支出已むを得ざる会計なので順調に執行されている。

(イ) 特別会計收支の比較状況(八月末現在)

支出超過会計は次の通りであつて会計經理の原則から見れば違法であるが事業の性質に依つては万已むを得ないものもあるが急速に收支均衡を図るべきである。

縣立中央病院事業費	一百六十八万五千九百六十三円
無畜農家解消事業費	五十二万四千八百六十六円
災害救助費	四十六万二千六十円
印刷事業費	一百九万九千四百四十一円
縣立実業学校実習費	一万八千二百九十九円

競馬事業費 七十五万円

比 現金出納

現金出納は正確に出納してあつた。

ハ 証券出納

前回検査報告以來八月末迄の証券出納の事実がない。

九 物品出納

(1) 概ね良好に出納記帳されているが中には記帳洩れのものもあるにつき遺漏のないよう留意すべきである。

(2) 尙時々現物との突合点検を爲し破損品及減耗の爲使用に堪えないものは除却整理すべきである。

ロ 金庫運用金状況(八月末現在)

歳入額	四億八千二十九万一千余円
歳出額	四億八千三百七十九万九千余円
差引不足額	二百八十八万八千余円(實際は二十三年 度繰越金を不取敢流用)

外に	七千万円	通知預金
	二千万円	定期預金
差引	八千七百一十二万二千元	運用保管金 但し昭和

二十三年度決算未了の爲繰越額不明なるも前記運用保管金は相当額上廻る見込。

(イ) 記簿その他会計事務の処理状況

概ね良好に処理されているものと認めた。

◇監査公告第二十二号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十三年度及二十四年度労働部並經濟部の定期監査を執行し、その結果を次の通り縣議會及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十四年十二月四日

鳥取縣監査委員	岸 本 政 嘉
同	早 川 忠 篤
同	三 橋 誠
同	倉 繁 良 逸
監査執行部課名	執行した年月日
労働部 勞 政 課	昭和二十四年十月十日
同 職業安定課	同 十月十日
經濟部 物資調整課	同 十月十二日

00581

同 商工課 同 十月二十四日

監査 概評

- (1) 各部課共所管事項の執行状況は概ね良好であつて夫々所期の成果を挙げるべく努力しつゝあることを認む。
- (2) 併し課別にして謂へば尙不充分、不徹底のものも見られるので今後に於いて工夫研究し改善の要を認める。その項目は別紙各課別監査講評中に記載の通りである。
- (3) 事務の処理状況は概に監査報告した衛生部、農地部の夫れと大同小異であつて特に受発文書取扱の厳正、事務の専決代決の嚴格し責任範囲の明確、文書簿冊の整理編綴及保存方の適正、物品出納保管理の嚴格等の事柄については速かに改善の必要を認める。
- (4) 今回監査した中經濟部商工課及労働部労政課の行政内容と性質から見て陣容弱体の感がある。殊に監査の結果から謂つて当該行政は積極的活動を要する分野が廣いのでこれを強化することにより実績を挙げ得ることが可能と考ふるにつき当局の一考を煩するのである。尙各課別監査講評は次の通りである。

労政課 昭和二十四年十月十日

鳥取縣監査委員 岸本政嘉

早川忠篤

一、事務の執行状況

- (1) 終戦後新しい行政分野である労働行政は既往の業績のないことや一般に労働行政の重要性を見逃し兎角低く評價されて来た關係もあつて、關係職員の努力にも拘らず関心度の薄い感があることはいなめない様である。殊に最近の経済事情下健全なる労働運動も腰砕けの状況にあることは見落せない事実であらう。
- (2) 労働行政は他の夫れの如く徹底的に内部に滲透し指導監督することを許されず、労資の自主的民主的活動方向に誘導助長せしめるところに苦惱があり努力を要する所以であるが、爾來職員の努力によつて漸次労働問題に光明を与えつゝあることは一応認められるようである。
- (3) 縣下組織労働組合二百七十組合 組合員数三万二

00582

千有余と組合未組織労働者二万六千有余を擁している。

本縣の労働行政機構は弱体であり今次の定数條例に依り十一名減員されたる処の二十三名(労政事務所を含み課長以下主事は十四名)にて重要且困難な本行政を担当することは些か無理の感がある。

特に第一線機関たる三地区の労政事務所に僅か十一名の職員を以つてしては愈々その感を深くするので、今後一層複雑化する労働情勢に対応すべき機構の整備が必要と認められる。

- (4) 労資双方に対する労働教育と労働理念の啓蒙を目的とし既成組合の育成を図り又健全なる組合活動の助長或いは未組織労働者の組合結成の誘導等又一面経営者側の協力と理解知得せしめる等の爲め労働普及(現在では労働講座)の開設、労働会館の設立或いは産業復興会議の事業促進等の諸事業を企画せられつゝあるは時宜に適したるものと謂うべきで喜ばしい次第であるが之が速かなる具体化要望致したい。

- (5) 労働行政は複雑微妙にして労資双方の利害に直接影響を与える重要な行政につき合理合法的に且慎重に執行しなくてはならないが、これに従事する職員は常に労働情勢に精通し労働問題に關しては研究を怠らず疑義の解明に心掛くべきである。殊に事を所するに公正な立場に於て埒を超えざる積極性を持たなければならぬと思ふ、この意味からして本行政担当職員は随時実務講習会を開催して素質の向上と智識の涵養を図るべきであらう。

- (6) 労働教育、労働思想の啓蒙、組合の育成を図る爲め講演、講座、懇談、相談、協議、研究等の諸会合を各地各事業場で開催されて居るも之が担任は労政課長、労政事務所長のみに限られて居るようであるが、素養ある他の職員も動員し一層積極的に趣旨の徹底と啓蒙に努力さるべきであると認む。

- (7) 事務の処理は全般を通じて概ね良好であるが文書の受発及文書の編纂保存に留意し整然とすべからる。

職業安定課 昭和二十四年十月十日監査
鳥取縣監査委員 倉繁良逸

同 三橋 誠

事務の執行狀況

- (1) 事務の大部分は国の機関委任の事務であつて縣の事務としては職業補導に關するものが主幹をなし居るが、これ等は總体的に見て順調に執行されているものと認む。
- (2) 縣下五補導所の補導科目は機械、建築、木工、和洋裁であつて補導期間一ケ年(但し和洋裁六ヶ月)であり之等五ヶ所の收容人員は定員二五〇名に對し六名超過で現在二五六名收容し好成績を収めているものと認む。
- (3) 縣下の失業者推定人員は九月末現在一万三千八百七十八名の數に昇りこれが救済事業として公共事業の施行箇所一百七十二箇所にて明年三月迄一日延八千三百名の救済を爲すべく努力されているが、只一遍の机上計画に終らぬ様今後種々の産業振興施策と

相俟つて積極的救済に格段の努力を望む。
又この推定人員の外潜在失業者が相当あるものと予想せられるがこれ等潜在失業者の開拓と就業指導に格別の措置を必要と認む。

- (4) 緊急失業対策事業として道路補修並整備等施行箇所六ヶ所を計画し就業人員九百名(一日平均実人員)を吸収すべきことになつており、未だ本省からの認証がないので待期中の様であるが失業対策は刻下の急務であるから急速認証を受くべきであると認む。
- (5) 智識階級を對象とした失業感急対策事業が施行され現在官公庁事務に三十名吸収されているが、これ等救済人員の更新が未実施の様に見受けられたが事業の本旨に副う如く救済人員の更新に努力すべきであると認む。
- (6) 未亡人等の職業補導所の新設を懸案とされているが現状からしてこれら階層の職業補導に依る救済は喫緊事につき対策を樹て早急に実現方配慮せられるべきものと思考する。

物資調整課 昭和二十四年十月十二日監査
鳥取縣監査委員 岸本政嘉

同 倉繁良逸

一、事務の執行狀況

- (1) 諸物資の配給事務は一般に受配より割当配給迄相当期間を要しているがこれ等は直接縣民の生活に影響する処が大であるから迅速且適正に配給措置を講じるべきであると認む。
- (2) 諸物資の配給統制は從來の要綱統制から逐次規則統制に移行されている關係上物資の荷受機關との連繫が愈々重要視されるので、該機關との連絡協調を一層緊密にし配給の円滑と適正化を期せられたい。
- (3) (家賃(地代)統制事務は積極的実情調査を実施して不正賃貸借の根絶を期すると共に一般に對する價格統制啓蒙運動に努力を要するものと認む。

- (4) 配給の円滑確保を期するため受配人口を把握し又他面物資の在庫調査、實際欲減量の調査等の実體調査が未実施の様であるからこれを實施し適正配給を行うべきであると認む。

- (5) 不良商品の追放と優良商品の進出助長方に関しては予てよりの懸案として考慮せられ居る様であるが、購買者側の立場に立脚した施策が必要であつて譬へば物價標準店或いは推奨店の設置方を促進して不良商品又は不良商店を追放し優良商品の進出と模範店擁護の措置を図るべきであると認む。
- (6) 事務分掌は適當であり服務狀況も良好と認められたが勤続一年未満の職員に對し有給休暇を与へることは妥當でなす。

商工課 昭和二十四年十月二十四日監査

鳥取縣監査委員 岸本政嘉
同 三橋 誠
同 早川忠篤
同 倉繁良逸

00585

事務の執行状況

(1) 本課の所管事項は中小企業の全般的振興対策、共同組合の設立促進及育成指導、信用保証協会の運営、観光貿易の振興策、地下資源の開発調査、賠償指定工場の保全管理、賠償施設の撤去指導、電気瓦斯の取締、度量衡器検定検査等々数えあげれば十指に余る廣汎なる事務を有し、特に現下の不況より来る本縣中小商工業者の窮狀打開には企業家の養成と機械化企業の発展を必要とするが、同課現在の陣容では難事と思われるので再検討の要を認められる。殊に職員も有能民間人の引抜き採用等も一考すべきであろう。

(2) 部長及課長は蘊蓄を傾け又課員は努力を盡して商工行政に当っているが、何分廣汎多岐に亘つて居るので現在の処では廣く浅い傾向に陥つて居る嫌がある。

(3) 中小企業対策費、観光事業施設費、貿易事業施設奨励費その他の経費を見るに兎角人件費、事務費に

多額に費し事業面に余り多く見られていない様である、今後再考を要するものと認める。

(4) 近次各種博覧会が開催される機運にあるが重点的出品の参加をすることとし、八方美人的の形式的参加は経費面とも睨み合せ再考の余地あるものと認める。

(5) 中小企業振興対策の一方途とする企業現場診断は現下の中小企業者経営の逼迫せるとき機宜を捕へた措置と謂えるも、診断の仕放しでなく今條の状況を注視し指導援助が望ましい。

(6) 重要木工指定縣でありながら充実完備した試験研究並指導機関がないのは甚だ遺憾である。

(7) 中小商工業者の爲めに生れた信用保証協会は昨年

00586

末設立せられたるも、その後の運営状況は必ずしも目的を達しているとは謂えない。これは獨占金融資本家の走狗となりつゝあるとの非難は免れ難く之が改組拡充事業内容の改善は懸案事項とされている様であるが、現在業者金融難の折柄急速に解決すべきものと認む。

(8) 懸案事項として挙げられている縣立貿易物産館の設置及商工団体の指導特に四地区商工会議所の活性化を図る爲めの積極的指導援助は現下商工界不振の打開策として急速に且強力に実施すべきものと認む。商工団体の育成強化の指導は喫緊事であるが指導経費面で苦慮しているので経費増額の必要を認められた。

(9) 二百四十の商工協同組合は今回中小企業協同組合法の施行に伴い明年二月迄に改組を要することとなつて居るが、更に中小企業の健全なる発達には協同組合の活動発達に俟つものが多く之が斡旋育成は目下の急務である。然るに現在の人員では到底不可能に

近いものと認められるので考慮すべきである。

(10) 他縣に魁けて実施されたる地下資源調査は本縣産業開発に資するものと認められるが、調査の仕放しでない様今後の企業化につき大なる期待を寄せるものである。

(11) 事務の処理状態は概ね良好であるも経理事務に於いて予算流用増を爲し乍ら不要額を出したり、理由なく予算執行しなかつたりしていたものが散見されたがこれでは予算経理拙劣の訴を免れ得ないので今後につき留意を望む。

一、職員ノ任用、分限、待遇、勤惰、健康、勤続年数、出張勤務状況

課名	職員	今年平均		平均勤務年数	二十三年出日数	二十三年勤務狀況	欠勤	八月超過勤務狀況	健康状態	
		本俸	平均額						強	健
勞政課	三三二	三二四	八六六	八、五	八六九	九四	二二四	四六八	二四、五六	二
職業安定課	二九	二九四	一九九	六、二〇	一九四	一六七	二	五六二	二一、五二	一
商工課	二六	三一五	〇四三	六、三一	三六四	二二六	一八四	三二〇	二〇、六〇	一
物資調整課	二七	二八、四	二九一	五、八	六九一	五	一	二八六	二〇、二〇	一

二、事務の処理関連事項の連絡、調整法規、帳簿文書の整理状況

課名	監查事項	事務の執行状況		受発文書の取扱状況	法規令規の整備状況	諸帳簿の整理状況	文書の整理保存状況	備考
		執行状況	受発文書の取扱状況					
勞政課		稍々良	稍々良	良	良	良好	稍々良	
職業安定課		稍々良	稍々良	良	良	良好	稍々良	
商工課		稍々良	稍々良	良	良	良好	稍々良	
物資調整課		稍々良	良	良	良	良好	稍々良	

三、予算の経理及決算の状況並に物品出納保管状況

課名	監查事項	経理は全般を通じて		予算額に比し決算は如何	予算流用は適正であるか	経理簿の記帳整理は	物品の出納保管状況は	物品整理及交付の簿の備付は	配給物資の出納は適正か
		適正であるか	適正であるか						
勞政課		適正	適正	適正	適正	稍々良	不良	無	適正
職業安定課		適正	適正	適正	適正	稍々良	不良	無	適正
商工課		稍々適	稍々適	適正	適正	良好	不良	有	適正
物資調整課		適正	適正	適正	適正	稍々良	不良	無	適正

四、窓口事務処理状況

課名	受発文書件数		許可認可件数		窓口応接状況	
	二十三年度	月平均	二十三年度	月平均	最近一ヶ月間	平均
勞政課	九六七	四七	一八五	一一一	七五〇	二五
職業安定課	三、三六〇	二八〇	九四〇	二四五	五八	五
商工課	三、一一七	二五六	五三九	四三	一八〇	六
物資調整課	一、一〇二	二七六	一八九	四五	四〇四	三三

00589

◇監査公告第二十三号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十三年度及二十四年度左記廢の定期監査を執行し、その結果を次の通り縣議会及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十四年十二月四日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉

同 早 川 忠 篤

同 倉 繁 良 逸

記

監査した解 監査した年月日

一、蚕業取締所 昭和二十四年十一月九日

一、水産試験場 右 同

蚕業取締所 昭和二十四年十一月九日監査

鳥取縣監査委員 岸本政嘉

一、事務の執行狀況

(1) 本所及支所六ヶ所を縣下各都市に設置し職員は全員二十名、一ヶ所三名程度の職員により受持管内蚕糸業の全面的指導、監督並取締及桑苗生産奨励と格

付検査事務に當つては、人容の貧弱と経費の僅少とに制約され活動も不活潑の誹りは免れないのでこれが対策に考慮の余地あるを認む。

(2) 縣内の蚕種業者は現在西伯郡に一名であり外に日本レヨン会社経営の蚕種部があるのみで随つて縣管蚕種検定とこれに依る蚕病予防は米子支所一ヶ所と謂う甚ださびれたる状態で既往の夫れに比較するとき甚だ慨嘆に堪えないものがある。

(3) 本縣の蚕糸業は戰爭の影響を受け又食糧事情の悪化とに依り甚だしく衰微し來たるも、這般の貿易再開に曙光を見出し一面食糧事情も漸次好轉するに伴い近時逼迫しつゝある農村経営の轉換に一役を買うべく斯業が漸次復しつゝあるは同慶に堪えないものがある。一方縣に於ても蚕業五ヶ年計画を樹てこれが復興に努力していることは欣しい次第である。

(4) 本事業は全額縣費支弁の關係もあつて前述の如く経費が余り見られて居ないので充分の活動も爲し得られない狀況である。今一例を示せば全職員二十名

00590

の年度内旅費予算十五万円一人当り年七千五百円では予期の成績を挙げしめることは困難と認められる。今後考慮すべき事柄であろう。

(5) 本所は蚕糸課内に事務所を置き蚕糸課長兼務の所長以下職員二名であるが事務処理は蚕糸課との限界が劃然として居らず混同した処理をされて居り、本所としての実態は有名無実を示しているが現状のままではその存在さえ疑はざるを得ない狀況である。斯業復興に伴い漸次本所の存在を名実共に確然とせしめ又本支所を通じ内部を充実強化して十二分の活動を爲さしめ斯業の伸展に寄与せしむべきである。

(6) 本所として各支所の活動狀況を常に把握し指揮監督すべきであるも業務報告さへ徴してゐないのは遺憾である。今後本所の充実強化と相俟つて支所職員を指揮監督して業績を挙げしめるべきである。事務の処理狀況は概ね良好であるも文書の整理、編纂保存等が不十分である。

經理事務は桑苗検査手数料年度区分を誤つたものが

ある外は概ね良好と認めた。

水産試験場 昭和二十四年十一月九日監査

鳥取縣監査委員 早川忠篤

同 倉繁良逸

事務の執行狀況

本場は水産業第一線試験研究機關であるにも不拘、爾來縣庁内に設置されていることは矛盾も甚だしく事業遂行上種々支障を伴つて居るものと考へ來つたのであるが、このたび国の助成を得て総工費三百六十四万円を以つて岩美郡大岩村に獨立庁舎を境町に同分場を建設され近く竣工移轉の運びとなつたことは誠に結構と

思う。
(1) 夏枯季対策と新漁場の開拓のため本縣初めての火光利用による鱈沖漁業として鱈棒受網試験を行い漁期に漁場、漁獲物、漁具、海況等調査した結果漁況を確認し相応な成績を挙げ得ることが実証されたのは誠に欣ばし。

(2) 増殖事業に於て内水面漁業の漁獲高は年産十二三

万貫(内放流増殖による漁獲高は約三万貫と推定)であつて將來これら内水面漁獲高年産四十万貫を目途に意気込み増殖計画を樹てゐる。
又一方大山増殖場では既設の施設を補強拡充を計画して親魚の生産に努力しつゝあるが特に對外輸出品として養殖による紅鱒の増産は軌道に乗り逐次成績を収めてゐるのは誠に結構である。

(3) 從來水産加工関係はその施設がなく賀露、泊、大岩の各業者の施設を利用し各種試験を行い辛うじて使命を遂行して來た模様であるが、近く本場獨立庁舎が新設されるに当りこれが施設も附設されることゝなつたので今後之が試験研究を爲し十二分の成果を挙げられることを希望する。

(4) 試験船並漁具、設備状況は

(イ) 試験船

- 鳥取丸(木造) 二二、五六屯 九〇馬力
- 第二鳥取丸(同) 六屯 一二馬力
- 初鷹丸(木造潜水作業船) 五屯 一〇馬力

和船(傳馬船) 五隻

鱒漁具
 鱒流刺網 一統
 飛魚旋網 一統
 鯖延網 五鉢

(イ) 増殖場(大山) 総面積 九六〇坪

(5) 本場試験船鳥取丸は何れも船令十三年を経過して老朽となり故障箇所も続出しその修繕費も相当額を支出してゐる様である。斯くては経費面から見ても甚だ不経済的のものと思はれるのでこれが代船の建造が必要ではないかと思う。当局の考慮を希望致したい。

(6) 本場の職員新定員は場長以下二十五名であり現員二十三名(未復員者一名含む)であるが試験機関としての専門技術者が極めて僅少で業務遂行に支障を生じてゐる。又専任出納員も水産課兼務者の状態である。近く獨立庁舎に移轉すれば業務全般に亘り水

産課員の補佐的の面もなくなり現人容では充分なる試験研究機関としての使命達成が危まれる。当局の一考を希望する。

(7) 二十三年度歳入予算中物品売拂代に於いて冬期の氣候異変による寒天製造、海苔、牡蛎養殖の收穫不良と漁況異変による不漁のため、十三万一千九百四円の歳入欠陥を生じて居り事情に於いて己むを得ないものと認めるも、今後に於いては最善を盡し斯ることのないよう配慮せられたし。

(8) 各種漁具並にその他資材の整理がされて居らず放置されてゐるようであるが有効適切に活用する様急遽整理すべきものと認む。又各種資材及諸物資の配給記録が判然とされてゐない、今後明確に記録すべきものと認む。

◇監査公告第二十四号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十三年度及二十四年度左記解の定期監査を執行しその結果を次の通り懸議

会及知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十四年十二月四日

鳥取縣監査委員

岸 本 政 嘉
 早 川 忠 篤
 三 橋 誠
 倉 繁 良 逸

監査した解 監査年月日

鳥取保健所	昭和二十四年十一月十四日
鳥取図書館	同 十五日
智頭保健所	同 十六日
池田診療所	同 十八日
標準米子保健所	同 十八日
根雨保健所	右 同
米子建築木工	同 十九日
公共職業補導所	同 二十一日
米子和洋裁	同 二十一日
公共職業補導所	同 二十一日
倉吉建築木工	同 二十一日
公共職業補導所	同 二十一日

00593

監査概評

各保健所、診療所及公共職業補導所の内二、三を除いた大部分の所を監査したのであるがその何れも業績を挙げつゝあり欣快に堪えないものがあつた。

殊に保健所は本年度に至つて拡充整備され運営面も飛躍的發展過程にあることは欣しい限りである。又職業補導所も従來のインフレーションの影響を受け衰退の徴を示していたのであるが近頃の産業経済の萎縮に原因する失業者の氾濫に伴い堅実的職業に就かんとする民意の必然的帰結が各種職業補導所の門を叩く結果となり延いては補導生も眞剣に修業し居り運営も漸次活潑化しつゝあることは事実である。

次に保健所及職業補導所別に監査した結果の共通的事項を掲げて見たいと思う。

保健所の場合

- (1) 標準米子保健所、鳥取中央保健所は曩に新築移轉し施設、設備は一応完備されたが医師の充実に努力し待遇も可能の範囲にて考慮を加えらるべきであつ

て名実共に充実した保健所たらしむべきであらう。尚他の保健所の場合もその点同様である。

- (2) 細菌検査室及衛生試験室は相談室、診療室附近に設けられているがこれは傳染の危険も伴ない法的にも違背の点もあるらしいので本庁隣接の別棟に設置すべきものと認める。尚他の保健所には設備、機械、器具共貧弱であつたり又設備されていないものがあ

- (3) 保健所活動の裏付けともなるべき衛生教育、衛生思想の啓蒙宣傳並營養改善事業の面に全然経費が見られていないのでその実効が薄れている傾向にある。
- (4) 生活困窮者を対象とする医療社会事業は現在過渡的の關係もあつて各保健所共に不活潑の様であるから今後積極的活動を希望する。

二、公共職業補導所の場合

- (1) 時代の趨勢に伴い職業補導事業の重要性は加速度的となりつゝある現状に鑑み施設の拡充と補導種目教科課程の充実に心掛けるべきであらう。

00594

- (2) 随時入退所制度の採用は現状の指導陣容では些か無理の感はするが補導事業本來の目的からこの制度の採用は一応採り上げらるべきものと思つる。今後研究課題として当局の考究を望む。

- (3) どの補導所も原材料費不足の面で苦慮している様であるがこれが経費予算計上が不可能ならば繰替金形態を以つてしてもこれが経費を確保し補導事業の運営に遺憾なからしむる様配慮の要を認む。

鳥取保健所 昭和二十四年十一月十四日監査

鳥取縣監査委員 岸本政嘉

同 三橋 誠

同 倉繁良逸

事務の執行状況

- (1) 当所各般の事務は概ね円滑に執行されているも職員員の寡少及び経費面で苦慮している様である。
- (2) 当所の医師現員は所長を併せ二名であるが中央保健所として今後運営上甚だ支障を生ずるものと認められるので欠員三名の補充を急速に配慮すべきもの

と認む。尙現在に於ては医師の待遇が悪いので採用も甚だ困難なる模様であるが可能の範囲内に於いて優遇の途も併せて考慮すべきであらう。

- (3) 普及係担当の衛生教育及衛生思想の普及事務は講演、講話、放送、映画、幻灯等余り経費のかからぬ面により普及徹底を図りつゝあるもこれは保健所業務の中軸とも見られるものであるから最少限度の経費は配慮すべきものと認む。

- (4) 昨年末京都、鳥根に惹起した予防接種禍に伴う恐怖觀念が未だ拂拭されていない模様であるが民意の啓蒙と種藥の厳選に努むべきであらう。

- (5) 併設優良結婚相談所の利用状況は低調の様であるがこれが活潑なる運用を図る爲め一般に宣傳周知せしめ優生保護法の活用を資せしむるべきである。これは別であるが人工妊娠中絶申請は縣下六保健所中の最優位を占め本年度現在迄に縣内八百有余件中約三分の二の五百三十五件を占めていることは一応注目すべき事象であらう。

00595

(6) 現在当所の細菌検査及衛生試験室は設備が貧弱であるこれは本庁に衛生研究所の附設されている関係もあろうが内容を充実して活用すべきものと認む。尙本所のレントゲンは旧式にて性能が悪いので急速に新調の必要を認む。

(7) 汚物焼却爐が無き爲め業務上困難を來たしている様であるがこれが設置方懸に於いて配慮さるべきものと認む。

(8) 事務の処理状況は概ね円滑に処理されているが併し中には不充分のものも散見された。譬えば出納員扱いの現金出納簿に使用料金が記帳されて居なかつたり又歳出面支出科目の誤謬のものも見られたので爾今注意の要あるものと認む。

縣立図書館 昭和二十四年十一月十五日監査

鳥取縣監査委員 岸本政嘉

同 早川忠篤

事務の執行状況

(1) 本館は縣内東部に偏していて的にも交通的に

も利用者にとつて不利の條件が多いので夫々分館圖書の充実を図ると共に他面貸出文庫に重点を傾け農山漁村中核團體を中心とする地区毎読書会の組織と指導に一層努力を傾注さるべきであると認む。

(2) 成人教育の必要性に鑑み本年度新たに調査室を設け社会の種々事象を捉へこれを分析の調査研究されて居りその第一回として本年度読書週間に於いて大山地域綜合開發計画の問題を分析し研究結果を展示して社会人の修養と新智識の啓發に貢献したことは推獎に値するものと思う。今後折角考究実施される様希望致したい。

(3) 連合軍の好意により映寫機十二台とフィルム七十本の提供を受け各都市に夫々一台と教本のフィルムを貸与し農山漁村の文化センターとして視覚教育に當つては經費の關係もあるもので充分な活用が爲されては眞に遺憾である。今後有効に使用せしめ万全なる指導を爲す様にせられたい。

(4) 本館の機能を充分に發揮し一般利用者の便を図る

00596

ため宏壯なる本施設を有効に利用し現在出納式閲覧から接架式に改装し自由に閲覧せしめることも必要と認める。懸案として今後実現方につき格段の努力を望む。

(5) 本館と講堂の中間建物は戰時中強制疎開により撤去され現在尙放置の儘であり又一般來館者の自轉車置場等も未設置であつて、これ等の附設建物は必要と認める。縣当局の配慮を望む。

(6) 經理その他事務の処理は總体的に良好と認めた。

智頭保健所 昭和二十四年十一月十六日監査

鳥取縣監査委員 岸本政嘉

同 早川忠篤

一、事務の執行状況

(1) 当所各般の事務は概ね円滑に執行されているものと認む。只本所は事情によつては多少の治療投薬もしている様で本來の保健所の業態より見て逸脱の面も尙はれたが成るべく自肅的運営に留意願いたい。

(2) 当所々在地は八頭郡奥部に偏し八頭郡民全般的な

利用は困難にて業務完遂に遺憾の点もないではない。当所では現在人口動態統計事務、郡下町村連絡、諸物資の配給斡旋事務等の連絡調整を図る爲め八頭地方事務所の一室を借用二名の係員が駐在し居るも今はこれに医師、保健婦を配し分室化したい希望をもつて居る様である。これは当地方の地勢その他の諸種事情からして當を得た企画と思考するもので考慮さるべきものと認む。

(3) 当所も他所と同様医師極めて少く現在では所長一名(一名は長期講習不在)である。これでは保健所行政の完遂は困難につき郡家分室化に伴う配置と共に考慮すべきものと認む。尙經理、庶務關係事務も出納員一名に女子補助職員一名計二名で担当して居るが執行上の困難を感じているものと認められるにつき配慮の余地があろう。

(4) 当所には細菌検査並に衛生試験用機械器具が整備されていない爲不尠不便を感じて居り保健所業務の遂行に支障を生じて居るのでその必要性を認む。尙

00597

検査並試験上に必要な自家水道の設備なく不便を感じているようであるから併せて配慮の要がある。

(5) 執務状況は概ね良好であつたが手不足との理由で收支現金を一ヶ月分纏めて縣支金庫に拂込しあるは手持期間が余り永きに失するので日々調定し翌日には縣支金庫に拂込む様留意された。

池田診療所 昭和二十四年十一月十六日監査

鳥取縣監査委員 三橋 誠

同 倉繁良逸

事務の執行状況

- (1) 本所は八頭郡池田村九ヶ部落で四百四十八戸二千四百四十人を対照に診療し村民の好評を得て居り運営面も又好績を挙げている。
- (2) 村民は国民健康保険に加入すると共に別に村民の共済制度に依る健康保険組合を結成し實質上医療費全免の方策を取り当診療所に信頼を寄せて全副的に利用しつゝあることは頼もしい限りである。只庁舎の狹隘且つ諸設備の不充分なため入院その他全面的

治療が困難なことは遺憾であるので今後に於て関係者の格段の努力を希望する。

特に村民より専任医師設置の要望も適當であると認められた。

(3) 参考にあ所の運営状況を見るに

(イ) 診療は偶数日 治療は毎日実施し休日祭日も無休である

(ロ) 健康相談件数及病類別

月平均 新患 一二〇人 延四五〇人

一日平均 新患 一〇人 延一五人

消化器系 三〇%

呼吸器系 三五% (流行性感胃)

泌尿器系 三% (性病患者なし妊婦血液検査の結果)

外 傷 一五% (製材、材木運搬等のため)

その他 一七%

(4) 事務の処理は良好であり会計経理は適正と認められた。

標準米子保健所 昭和二十四年十一月十八日監査

鳥取縣監査委員 三橋 誠

00598

事務の執行状況

同

倉繁良逸

(1) 当所各般事務の執行状況は標準保健所の名に背かぬ好成績を挙げて居り依然として縣下優位にあるを認む。

(2) 他の保健所は医師の不足に悩み運営上に支障を生じ勝ちであるが当所の場合鳥取大学医学部医師の囑託を得て円滑に業務が遂行されているが尙定員に対する欠員医師二名の補充を早急に爲しその完璧たらしめる様希望する。

(3) 当所を嚆矢とする妊産婦血液検査を含む母子保健衛生はその実績は極めて好調であり婦人所長を得ている当所の夫れは又格別に努力されていることを認めた。

(4) 当所の現在乃至は今後に於ける日々の利用者数及これに従事する職員数或いは相談診療試験検査等の設備の状況から勘案して本所の構造規模において狭少だつた憾みを痛感されるものであるがこの意義を

裏付けるものとして当所併設性病診療室及細菌検査室の狹隘と傳染の危険性から隣接空地に増築方の要望が出ていることである。現在の状態は法的にも違反の点があり又實際面から見ても早急に考慮すべきことを充分認めるものである。

(5) 衛生教育、衛生思想の啓蒙に要する經費のない点で悩んでいるのは他の保健所と同様である。創意工夫も必要であるが最少限度の經費の考慮は必要と認む。

(6) 事務の処理は良好であり經費出納も正確であると認められた各係から生ずる収入現金を出納員に引繼記録が充分でないので今後の処理に留意を望む。

根雨保健所 昭和二十四年十一月十八日監査

鳥取縣監査委員 岸本政嘉

同 早川忠篤

一、事務の執行状況

(1) 本所は山間僻地の特殊事情と地理的悪条件に伴い従来第一線保健衛生機関としての業績も余り挙げつて

00599

いなかつたようであるが最近に到りその態勢を整え漸く保健所の機能を發揮しつゝありこの際当事者の奮起と縣当局の格別の配慮が必要であると認む。

- (2) 当所従來の業績不振の諸原因を指摘すれば
- (イ) 人事の配置が適正でなかつたこと
- (ロ) 施設及設備が貧弱で狭少であること
- (ハ) 保健所存在が一般住民に周知徹底せず又信頼と認識が得られなかつたこと

等が根本的に取り上げられるが特に欠員による所長の長期空席或は短期更迭はその計画的な業務執行に支障を來たし又民衆の保健所に対する認識と信頼感が薄く爲めに充分なる活動がなされていなかつた様で今後これが対策に万全の措置を講ずべきであることを痛感する。

- (3) 最近に到り結核予防として鳥取大学医学部医師を依囑し青年團、学校生徒等の出張集團檢診並治療を實施しているがこの機会を捉え保健所の周知宣傳と衛生教育並衛生思想の普及に格段の努力を拂うべき

であると思う。

尙当所の施設設備を完備することは勿論であるが特に同所として出張集團檢診に最も必要な携帶用間接撮影機がないので現在江尾町開業医（現在未復員者）所有のものを借り受け使用している状態にあるのは保健所の權威にもかゝるので新に設置する要を認む。

(4) 当所は積極的活動に乏しい傾向が窺れることは地域的交通不便の管内に於ける保健所活動上必然的經費が他の夫れに比し余り考慮されていないことがその一因と認められるこの点縣当局の再考を望む。

(5) 予算執行並會計諸帳簿の整理については補助職員に任せきりの様に見受けられたが少く共經理出納事務は出納員に於いて嚴格に処理すべきものと認められた。

米子建築木工公共職業補導所
 昭和二十四年十一月十九日監査
 鳥取縣監査委員 岸本政嘉

事務の執行狀況

00600

- (1) 当所の職業補導事務は円滑に行はれ好成绩を収めているものと認む。

- (2) 補導期間終了後に於ける指導援助が不充分の如く認められるので緊密なる連繫を採り技術の向上と社會人としての側面的指導援助が望ましい。

- (3) 明春開催の産業博覽會懸賞住宅十五坪（予算十五万円）を補導館（バラック建十五坪予算五万円）を引受け目下準備中のものであるが補導教育上尤も適策と認め奮起を希望する。

尙補導館は縣下各補導所の製作品を出品される模様であり又懸賞住宅の家具、建具等調度品も本補導所の製品を備付ける計画のようであるが、この機会に補導所の機能と存在を一般に周知せしむることが肝要であり成果を挙げしめることに格段の努力を希望する。

- (4) 本所に終戦後特殊物件として木工機械十二台の保管轉換を受けているが既に部分品の破損等のため使用に堪えず死蔵されているがこの内四台の機械を修

理し備付けるべく十四万円の予算を要求している様であるが、これ等はその必要を充分認められるにつき当局の配慮を要するものと認む。

- (5) 會計その他一般事務は適確であり良好と認む。

米子和洋裁公共職業補導所
 昭和二十四年十一月十九日監査
 鳥取縣監査委員 倉繁良逸

一、事務の執行狀況

- (1) 当補導所補導事務は良好に執行されているものと認めた。

- (2) 補導生定員三十名に対し満員外に試験的に收容補導の補修科生十五名と所長以下職員五名の合計五十七名が二十七坪程度の屋内に目白押の作業狀況は何としても狹隘であり剩えシン十四台を備付けてあるので廊下に迄はみ出ていてその狹隘振りには想像に余りあるものがある。貸借中の同所家屋を是非共獨立庁舎に切替へ補導上の完璧に努力さるべきことを痛感した。縣当局の考慮を促したい。

(3) 昨年度は補導用資材(教材)入手に相当苦勞し補導上にも支障を重ねて来たのであるが本年度は一百万円(現在五十万円予算達を受けている)の繰替金を認められていて、これを運用しているので苦勞は解消しているのであるがこの活用に工夫し研究を要するものがあり又契約の不徹底等により損害を生ぜしめない様充分配慮の要を認む。

(4) 当所の補導作業は洋裁の場合指定生産付きのものが多く同一品の多量生産作業に追はれ勝ちの様に見受けられたがこれでは職業補導の目的より逸脱の恐れがあり技術の向上が望めないで原反を確保し目的の達成に努力すべきである。

(5) 現下の社会事情と当地方慣習即応の立場より和裁科を廢して洋裁技術の重点的補導見地に立ち定員の増加と補導期間の延長並補習科を設置し職業人の養成をして実用的たらしめる機関とすることが今後研究課題として考究さるべき事柄と思う。

(6) 事務の処理は概ね良好であり経理出納も正確と認

めた。

倉吉建築木工公共職業補導所

昭和二十四年十一月二十一日監査

鳥取縣監査委員 岸本政嘉

同 倉繁良逸

一、事務の執行状況

(1) 当所の補導事務は極めて良好に執行されているものと認めた。

(2) 予ねて懸案とされていた建具科作業場三十六坪は昨年度経費を以つて建設され一応完備活用されていることは欣ばしいが補導生中最も多数を占める建築科生は家具科作業場の一隅にて作業をしているので予定されている建築科作業場の建築は焦眉の急を要するものと認む。

尙これも一応予定の中にある敷地の埋立と資材倉庫も資材の雨曝の現状から見て同様建設の必要を認む。

(3) 当所補導生六十名に対する補導用原材料費年間四万六千余円は余り寡少に失し補導上支障を生じ勢い

補導の目的を達する上に於て窮余の策を講ぜねば運営も出来兼ねる様なことも一応顧慮されるので財源の確保に心がけしめ以つて之が経費の増配に縣当局は配意すべきものと認む。

尙これと関連した事柄であるが資材調達の運轉資金として繰替金制度を採り循環的收支予算に見ることも考えられる。

(4) 木工指定縣となつた本縣としてはこれ等技能者の養成は不可欠のものであるので建築木工の職業補導のみに拘泥せず科学的技能の指導機関として意匠に接着に塗装にその他万般の木工に関する補導が考えられるが設備に運営に優秀な成績を挙げつゝある当所に対し地理的條件から見ても之が重点的施策が必要ではなからうか考究すべき問題と思う。

(5) 事務の処理は概ね良好にして経理出納も正確と認めた。

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ規定規格A五判

昭和二十四年十二月四日
外 日 曜 日
号

條 例

◇鳥取縣條例第七十六号 九十三
昭和二十四年十月鳥取縣條例第五十九号鳥取縣職員定数
條例を次のように改める。
昭和二十四年十二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員定数條例中改正條例
第二條第一号中 吏員「一、二五一人」を「一、三八九
人」に、その他の職員「一、三二二人」を「一、一八四
人」に改める。
附 則

この條例は公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第七十七号

鳥取縣生繭売買又は仲立許可手数料條例徴收廢止條例
昭和二十四年十月鳥取縣條例第六十九号鳥取縣生繭売買
又は仲立許可手数料徴收條例はこの條例公布の日から廢
止する。
昭和二十四年十二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

◇鳥取縣告示第六百八十四号
鳥取縣立農業協同組合講習所規定を次のように定める。
昭和二十四年十二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
鳥取縣立農業協同組合講習所規程
第一章 総 則

第一條 鳥取縣立農業協同組合講習所（以下本所と称する）は農業協同組合（以下農協組と称する）運動の飛躍的發展を実現し、農民解放の眞義である農業改革の實効を期する爲將來農協組の中核として活躍しようとする農村男女青年に対し農協組経営の正しい理解とこれに必要な知識技能を修得させる爲、教育を実施するものとする。

第二條 本所の教育期間は六箇月とし年二回実施する。

第三條 本所はその目的を達する爲必要に応じ随時短期講習会、講話会を開く。

第二章 入所及び退所

第四條 本所に入所しようとする者は年令満三十才までの者で農業協同組合長又は同連合会長の推薦を受けた左の各号の一に該当する者。

- (1) 旧制中等学校卒業者
- (2) 新制高等学校卒業者
- (3) これらと同等の学力を有すると認められる者

第五條 本所に入所しようとする者は願書に左の書類を

添え募集期限までに所長に提出するものとする。

履歴書

身体検査書

推薦書

第六條 所長は前條の書類に基き詮衡の上入所の可否を決定する。

第七條 講習期間及び講習生募集の時期並びに人員はその都度縣公報に告示する。

第八條 講習中已むを得ない事由により休所又は退所しようとする者は、事由を具し所長に願出るものとする。

第九條 講習生として適当でないと認められる者に対しては、所長は退所を命ずることが出来る。

第三章 管理

第十條 講習生に対しては授業料を徴收しない。

第十一條 講習生は原則として寄宿舎に入るものとする。

第四章 職制

第十二條 本所に左の職員を置く。

所長

主 事 若干名

第十三條 所長は所務を掌理し講習生の教育につきその責に任ずる。

第十四條 所長は本所運営に関する細則を定めることができる。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

第二條中教育期間六箇月とあるを昭和二十四年度に限り三箇月とする。

◇鳥取縣告示第百八十五号

昭和二十四年度入所の鳥取縣立農業協同組合講習所講習生を左記要項により募集する。

昭和二十四年十二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立農業協同組合講習所講習生募集要項

一、講習の目的

農村青年男女に対し農業協同組合経営の正しい理解と

これに必要な知識技能を修得させ農業改革の實効を期すべき農業協同組合運動に活躍する中堅者を養成することを目的とする。

二、講習所所在地

氣高郡湖山村一二五八番地

鳥取縣立農業協同組合講習所

三、講習の課程

農業概論、農業協同組合原論、農業協同組合關係法規、農業協同組合經理、農業協同組合経営分析、農業團體史、農業協同組合経営概論、同各論（金融事業、生産事業、販売事業、購買事業、農村工業事業、文化厚生共済事業、開拓事業、畜産事業、養蚕事業、農業倉庫事業）その他必要と認められたもの。

四、修業年限

參箇月（自昭和二十五年一月五日）
至同 三月三十一日

五、入学資格

年令三十才までの者にして農業協同組合長又は同連合

会長の推薦を受けた左の各号の一に該当する者。

- 1、旧制中等学校卒業者
- 2、新制高等学校卒業者
- 3、これらと同等の学力を有すると認められる者

六、募集人員

参拾名

七、入学の詮衡

願書と共に提出された書類により行う。

八、志願手續

志願者は別紙の願書、履歴書、身体検査書及び推薦書を添附し十二月二十五日までに所長に提出する。

九、許可の通知

入学許可者には葉書又はその他の方法により通知する。

一〇、受験料、授業料

徴收しなす。

一一、寄宿舎の設備

あり、寄宿希望者は願書にその旨附記すること。

昭和二十四年十二月四日印刷
昭和二十四年十二月四日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

発 行 所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

刷 所

鳥取縣公報

本書ノ大キハ、一定規格A五判

昭和二十四年十二月四日
外 日 曜 日
号

條 例

◇鳥取縣條例第七十九號

昭和二十二年十月鳥取縣條例第三十三條鳥取縣特選牝馬
検査條例は昭和二十四年十月三十一日限り廃止する。

昭和二十四年十二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣條例第八十號

鳥取縣職員退職手当支給條例（昭和二十四年鳥取縣條例
第五十六号）の一部を次のように改める。

昭和二十四年十二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員退職手当支給條例中改正條例

第二條中「事務部局に常時勤務する者」の次に「学識

経験を有する者の中から選任された監査委員（常時勤
務する者に限る。）」を加える。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

規 則

◇鳥取縣規則第三百十三號

昭和二十二年九月鳥取縣規則第三十号鳥取縣特選牝馬規
則は昭和二十四年十月三十一日限り廃止する。

昭和二十四年十二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

告 示

鳥取縣公報 毎週 曜日発行（休日ニ當ル）
火金 曜日発行（時ハ翌日）

昭和二十四年十二月四日

（昭和四年四月十五日）
第三種郵便物認可

◇鳥取縣告示第六百九十四號

鳥取縣立農業協同組合講習所を次のように設置した。

昭和二十四年十二月四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣氣高郡湖山村一、二五八番地

鳥取縣立農業協同組合講習所

縣 會 告 示

◇鳥取縣會告示第八號

昭和二十二年十二月鳥取縣會告示第十三号鳥取縣會運管委員會規程の一部を次のように改め公布の日から施行する。

昭和二十四年十二月四日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

一、第三條中「委員長一名副委員長二名」を「委員長副

委員長各一名」に改める。

第四條中「委員長及副委員長は互選とし委員

は各派」を「委員長は議長副委員長は副議長を以てこれに充て委員は各交渉団体」に改める。

三、第五條を次のように改める。

第五條 前條の交渉団体とはその派所屬議員数が議員定数の十分の一以上のものをいう。

前項の規定に該当しないもの議員定数の十分の一以上の議員数を以て団体を結成しこれが承認を議長に要求した場合は議長は會議に諮つてこれを交渉団体とすることができる。

四、第七條中「その派」を「その交渉団体」に改め次の第二項を挿入する。

委員長は委員会と交渉団体以外の各派相互間との連絡協調を図る。

昭和二十四年十二月四日印刷
昭和二十四年十二月四日発行

鳥 取 縣 公 報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所